

入札説明書

令和8年2月17日に通知した指名競争入札による案件の入札については、本入札説明書、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）、さいたま市業務委託契約基準約款、さいたま市物品調達等電子入札運用基準及び関係書類等を熟知の上、参加してください。

1 入札方法

本入札は埼玉県電子入札共同システム（以下、電子入札システム）により、電子入札で行います。万一電子入札システムを利用できない方は令和8年2月19日（木）正午までにご連絡ください。

2 業務委託仕様書に関する質問

業務委託仕様書に関する質問がある場合は、質問書に必要事項を記載の上、次のとおり提出してください。

(1) 質問書の提出方法

持参、電子メール又はFAX

(2) 受付期間

令和8年2月17日（火）から令和8年2月19日（木）正午まで

(3) 質問書の提出先

7に同じ

(4) 質問に対する回答

令和8年2月20日（金）に埼玉県入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲示します。

3 入札書の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法

電子入札システムにより提出してください。

(2) 提出期間

令和8年2月24日（火）午前8時30分から令和8年2月25日（水）午後5時00分まで

4 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とします。

5 入札及び開札に関する事項

(1) 最低制限価格

設定します。（最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できません。）

(2) 入札保証金

さいたま市契約規則第9条第1項の規定により免除とします。

(3) 落札者の決定方法等

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(4) 入札辞退

電子入札で入札書等を提出する前に辞退する場合は、入札書等の受付期間内に電子入札システムにより辞退してください。

(5) 電子くじ

落札者となるべき同価の応札者が2者以上いる場合、電子くじにより落札者を決定します。

(6) 再度入札

初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、新たに日時を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とします。ただし、初度入札において無効な入札を行った者及び最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できません。再度入札は1回とします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として取り扱うこととします。

(7) 開札時の立ち会い

開札時の入札参加者の立ち会いはできません。

(8) 開札結果

落札者は電子入札システムでお知らせします。

また、開札結果については、後日、埼玉県入札情報公開システムに掲載します。

6 その他の注意事項

(1) 入札

ア 入札に参加する者の数が2者に満たないときは、入札の執行を中止します。

イ 一度提出した入札書等の書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

(2) 契約手続等

地方自治法第234条の3に基づく、長期継続契約により契約を締結します。従って、令和8年度のさいたま市歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合があります。

また、履行期間の始期に属する年度にかかる予算の議決を条件として、本契約が成立します。

(3) 書類の掲載場所は以下のとおりです。

ア 業務委託仕様書：埼玉県入札情報公開システム

イ 質問書：埼玉県入札情報公開システム、さいたま市ホームページ

[参考] さいたま市ホームページ

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p039869.html>

(トップページ≫事業者向けの情報≫届出・手続き≫入札・契約≫一般競争入札告示≫業務委託≫建物管理業務等の入札情報(調達課入札分))

7 入札に関する事務を担当する課

(1) 問い合わせ先

さいたま市財政局契約管理部調達課（委託契約係）

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話 048-829-1175（直通）

FAX 048-829-1986

電子メール chotatsu@city.saitama.lg.jp

(2) 問い合わせ時間

休日（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日）を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで